

国保税の減免制度

市では国保税の納付が困難な人を対象とした減免制度を設けており、それぞれの基準により減免を受けられる場合があります。該当すると思われる人は、早めに国保年金課へご相談ください。なお、減免を受けるには、事前に申請書の提出が必要です(申請日以降に到来する納期の国保税が対象です)。

1 所得割減免

- 退職、失業、疾病などにより、当該年の所得が前年に比べて著しく減少した場合
 - 世帯主(擬制世帯主*を含む)と国保加入者全員の前年中の所得金額の合計が400万円以下で、かつ、当年中の所得金額等の合計が前年中の10分の7以下に減少すると認められる場合
- *世帯主自身は国保でないが、世帯員が国保に加入している世帯の世帯主

2 天災等による減免

天災により納税義務者が障がいを負った場合や、災害等により住宅や農作物に被害が出た場合

3 その他の減免

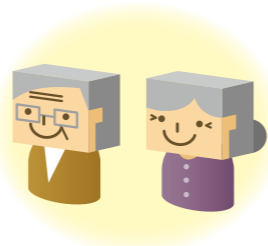
前年および当年中の収入が生活保護基準等を準用した金額以下の場合

※被扶養者に係る減免

被用者保険(社会保険など)から後期高齢者医療制度に移行した人で、65歳以上の被扶養者が国保被保険者になった場合

年度途中で75歳になる人へ

- 1 国保加入者で、31年3月末までに75歳の誕生日を迎える人は、誕生日の前月までの国保税を計算し、他の加入者の1年分の国保税との合計額を年税額としています。
- 2 国保税を年金天引き(特別徴収)で納めていた人も、75歳の誕生日を迎える年度分は普通徴収(納付書または口座からの引き落とし)になります。
- 3 後期高齢者医療保険料の決定通知書は、75歳の誕生日以降に郵送します。



後期高齢者医療保険料の口座振替

75歳の誕生日を迎え、国保から後期高齢者医療制度に移行した人は、国保税を口座振替で納めていた場合でも、改めて口座振替の申し出が必要です。口座情報は引き継がれませんので、ご注意ください。

国保税の納付が困難な場合は相談を

1 保険証返還

納期限から1年を経過する国保税が残っている場合は、保険証を返してもらい、代わりに資格証明書を交付します(特別の事情がある人、公費負担医療対象者等は除きます)。

※「資格証明書」は、一旦医療費が全額負担となり、後日、国保年金課の窓口で自己負担分を除く費用の支給請求をしてもらうことになります。なお、支給費用は国保税に充当していただく場合があります。

2 医療費全額負担

医療費がいったん全額負担になり、各種医療費助成の申請も制約されます。

3 給付の差し止め

納期限から1年6カ月を経過する国保税が残っている場合、国保の保険給付が一時差し止められます。

病気や災害、事業の休廃止などにより、納付がどうしても困難な場合は、国保年金課(☎537-5738)へご相談ください。

注意

還付金詐欺にご注意ください!!

市が電話などで皆さんにATM操作を依頼することは絶対にありません。「今日中に手続きが必要」「ATMで手続きしてください」などの電話があったら要注意! すぐに警察に相談してください!

国保税の軽減制度

世帯(世帯主と被保険者、特定同一世帯所属者*)の前年所得の合計額が基準以下の場合に、均等割額・平等割額が減額されます。

*特定同一世帯所属者…市町村国保から直接、後期高齢者医療の資格を取得した人

【30年度改正点】
軽減制度(5割軽減、2割軽減)が見直しされました。

該当する世帯の所得額基準

区分	平成30年度	平成29年度
7割軽減	33万円以下	33万円以下
5割軽減	33万円+(27.5万円×被保険者等数)以下	33万円+(27万円×被保険者等数)以下
2割軽減	33万円+(50万円×被保険者等数)以下	33万円+(49万円×被保険者等数)以下

※基礎分、支援分、介護分ともに軽減割合は同じです。

会社の倒産・解雇などによる離職や雇い止めなどによる離職をされた人へ

国民健康保険税が軽減されます

雇用保険の特定受給資格者または特定理由離職者として失業給付を受ける人は、申告することで前年の給与所得を30/100とみなして国保税を算定します。



雇用保険受給資格者証						
1. 支給番号	2. 氏名					
3. 被保険者番号	4. 性別	5. 離職時年齢	6. 生年月日	7. 求職番号		
8. 住所又は居所						
9. 支払方法(金融機関コード(口座)番号)						
10. 資格取得年月日	11. 離職年月日		12. 離職理由			
13. 60歳到達時賃金日額			14. 離職時賃金日額			
15. 求職申込年月日	16. 認定日	17. 受給期間満了年月日				
18. 基本手当日額			19. 所定給付日数			
20. 特殊表示(災害時、一括、巡相、市町村)						

必要なものは?

①雇用保険受給資格者証をご用意ください
雇用保険の受給資格がない人や、離職日に65歳以上の人は対象ではありません。
また、雇用保険特例受給資格者証「特」や雇用保険高齢受給資格者証「高」は様式が似ていますが、対象ではありませんのでご注意ください。

対象者は?

②「12. 離職理由」の欄を確認
11・12・21・22・23・31・32・33・34の数字の人が対象(特定受給資格者または特定理由離職者)です。
※上記以外の数字の場合は、軽減の対象ではありません。

軽減の期間は?

③「11. 離職年月日」の欄を確認
この日の翌日から翌年度末までの期間が軽減期間です。
※雇用保険の失業等給付を受ける期間とは異なります。

軽減を受けるには、申告が必要です。

雇用保険受給資格者証を持って、国保年金課、各支所、各連絡所へ。
詳しくは、国保年金課 賦課・資格担当班(☎537-5736)へ。